

常総市

地域コミュニティ協議会

運営ガイドライン



(令和7年4月)

目次

| | |
|---------------------------|----|
| 1. 地域コミュニティ協議会設立の趣旨 | 2 |
| 2. 地域コミュニティ協議会の位置付け | 3 |
| 3. 地域コミュニティ協議会の範囲・構成 | 3 |
| 4. 地域コミュニティ協議会の活動内容 | 4 |
| 5. 地域コミュニティ協議会の役割分担 | 7 |
| 6. 地域コミュニティ協議会の年間フロー | 8 |
| 7. 地域コミュニティ協議会支援補助金の運用 | 9 |
| 8. 地域コミュニティ協議会の周知・住民の意見収集 | 14 |
| 9. 地域ビジョンの策定 | 15 |
| 10. 市の役割 | 16 |
| 11. Q&A | 18 |

1 地域コミュニティ協議会設立の趣旨

近年、少子高齢化・核家族化など社会情勢の変化や人々の価値観・生活様式の多様化に伴い、地域社会を取り巻く環境は大きく変化しています。

本市においても、地域における連帯感が希薄化している傾向にある中、地域では防災、福祉、環境、子育てなどの様々な場面で複雑化・多様化した課題が生まれているため、基本的な地域コミュニティである自治会や各種団体をはじめ、行政サービスや施策のみでこれら地域の課題すべてに対応することは困難になりつつあります。

将来にわたり持続可能な安心・安全で心豊かに暮らせる地域社会を目指すためには、地域住民が5年後、10年後の地域のありたい姿を情報共有し、行政と連携しながら地域の課題解決に取り組むことが重要と考えられています。

そのようなことから、地域住民が主体となって課題解決に向けて話し合う場づくりや地域資源を活用した地域活動などに取り組む『地域コミュニティ協議会』の設立を促進しています。

しかし、『地域コミュニティ協議会』は、行政が主導して設立を進めるものではなく、住民一人ひとりが積極的に参画し、様々な世代の住民が地域づくりの主役という意識を持って活動する組織です。



2 地域コミュニティ協議会の位置づけ

- (1) 全ての住民に開かれた組織
- (2) 自主的・主体的に活動する組織
- (3) 地域を代表する組織
- (4) 計画性を持った組織
- (5) 役割分担を明確にした組織
- (6) 地域活動の持続可能な組織



3 地域コミュニティ協議会の範囲・構成

- (1) 範囲 15地区の公民館および文化センター単位（市管理施設）
- (2) 構成
 - ①世代や性別および国籍を問わない多様な住民
 - ②地域で活動する各種団体など
 - ③地域の内外の企業・学校など

※自治会や各種団体に入っていないなくても、地域づくりに興味のある方が個人でも参加できる仕組みが重要となります。

※一部の人達のみではなく、地域住民のみんなが関われる仕組みを検討しましょう。



4 地域コミュニティ協議会の活動内容

(1) 基本的な取り組み

地域課題の解決や地域資源の活用について話し合い実行しましょう

- 子ども，働く世代，高齢者，外国人，性別など多様な住民の参加を促しましょう
- 自治会の加入・未加入にこだわらず個人でも参加できる体制をつくりましょう
- 地域の特色や地域の目指したい姿について話し合いましょう
- 地域の課題，住民の悩みや困りごとを情報共有し助け合いましょう
- 話し合ったことを実行しましょう

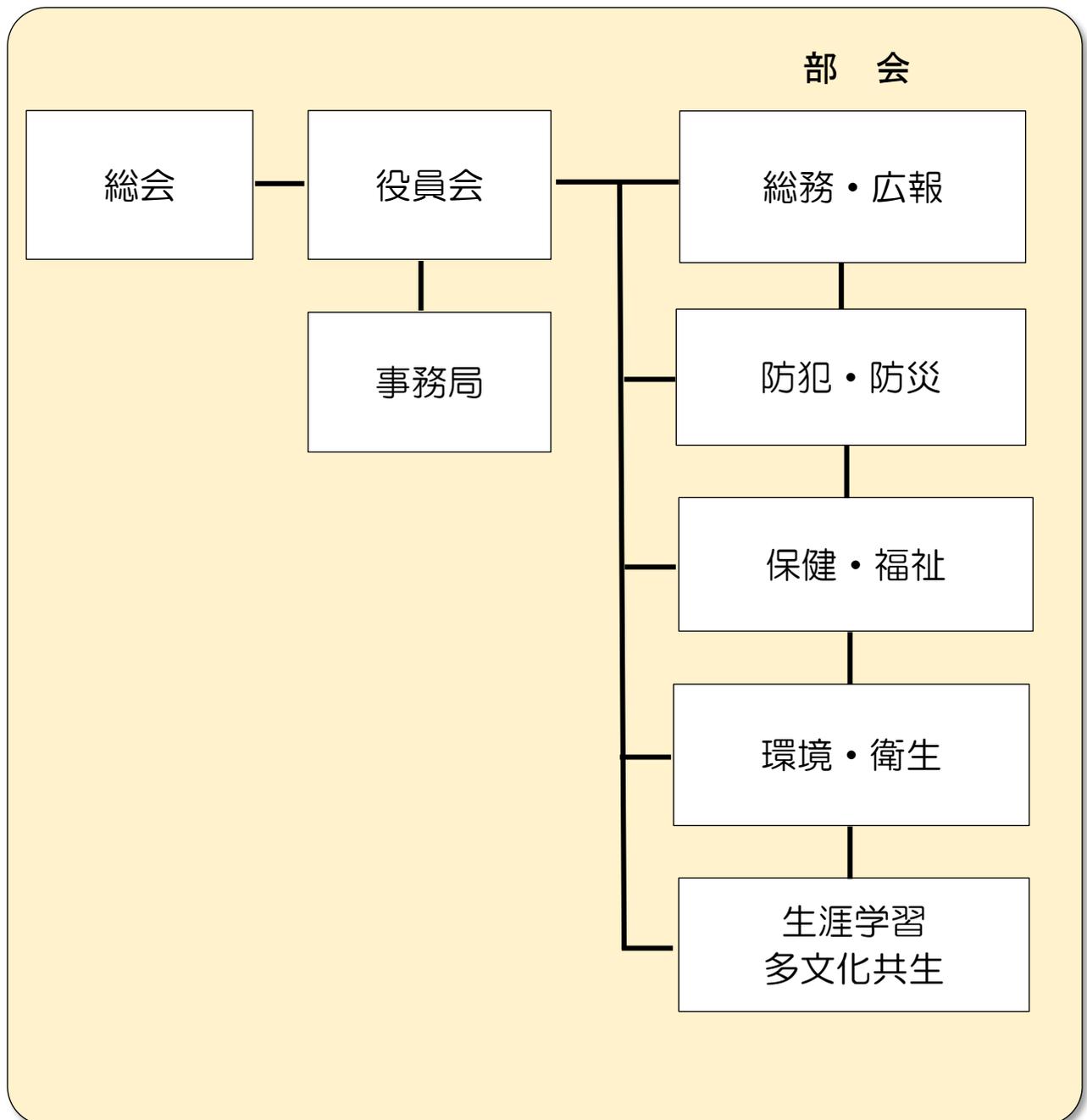
(2) 協議会設立後，最初に取り組むこと

| No. | 大項目 | 内 容 |
|-----|----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 地域ビジョンの策定 P.15 参照 | <ul style="list-style-type: none"> • 地域住民へのアンケート調査 • 地域資源の調査 • 地域の現状や課題および地域のありたい姿の洗い出し (意見交換会を参考に) |
| 2 | ネットワークの構築 | <ul style="list-style-type: none"> • 協議会の連絡体制 • 部会の連絡体制 |
| 3 | 地域への情報発信 P.14 参照 | <ul style="list-style-type: none"> • 地域活動の情報発信の仕組み (年間の行事・活動団体等) • 情報発信のデジタル化推進 • 協議会活動内容の情報発信 • 協議会への参加促進 |
| 4 | 地域の人材育成 | <ul style="list-style-type: none"> • 地域のファシリテーター育成研修 • 他の地域コミュニティ協議会との意見交換会 |

(3) 地域コミュニティ協議会の組織体制

地域で活動する団体の既存事業の継続が難しくなってきた場合、地域コミュニティ協議会の部会で相互補完していくことも可能です。

【組織図の例】



《部会の具体的な活動内容》

(1) 予算がかからない事業

(2) 予算が伴う事業

(1)・(2) の事業実施について検討しましょう！

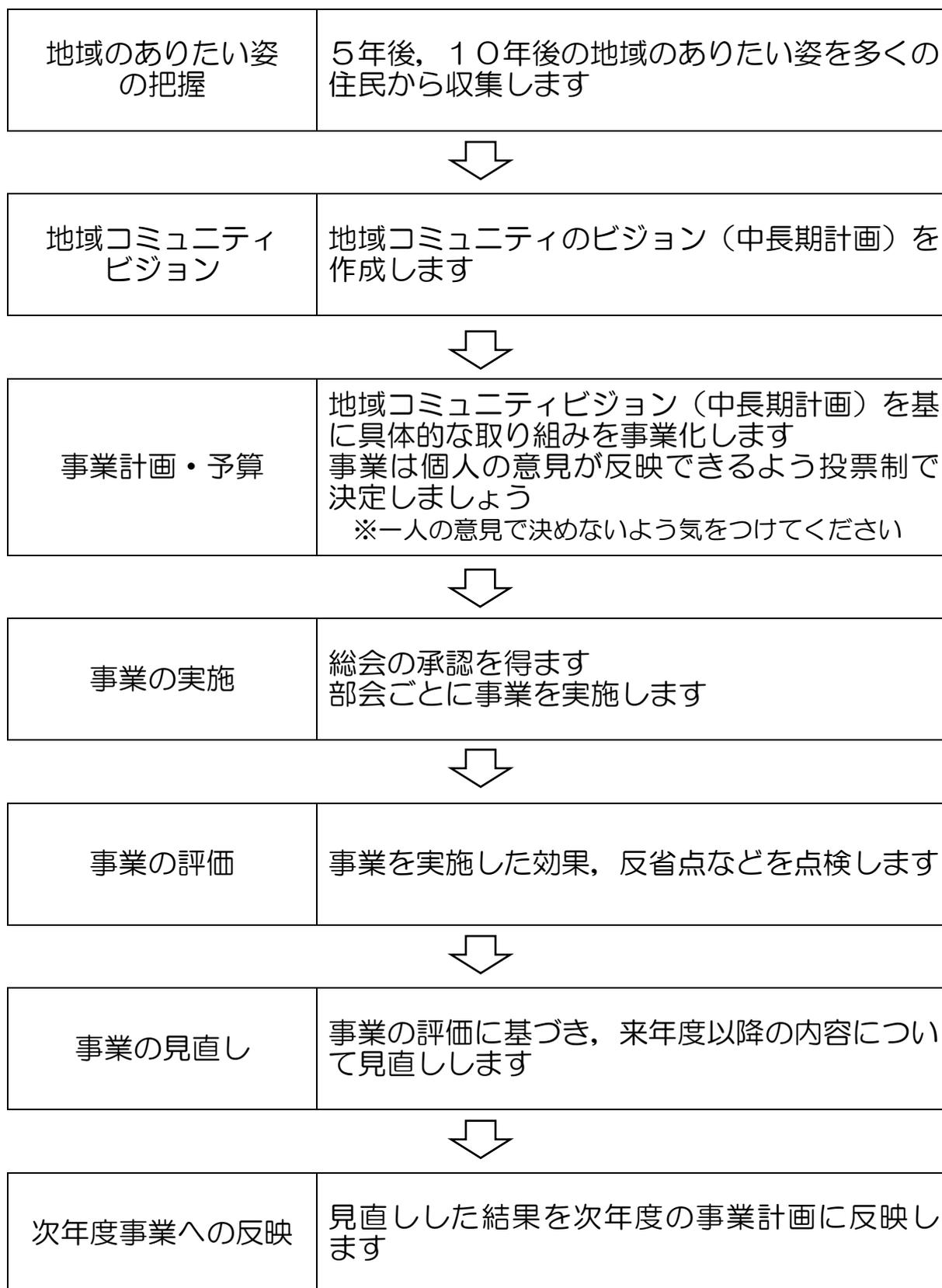
| | |
|--------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>総務・広報</p> | <p>☆協議会の円滑な運営・情報発信 総会・役員会の開催，協議会の事業計画・収支予算 各部会のとりまとめ 協議会の情報発信，HPなどデジタル化の推進， 連絡体制の構築など</p> |
| <p>防犯・防災</p> | <p>☆安心・安全な地域づくり 防災訓練，防災対策マニュアルの作成，消火訓練， 通学の見守り，危険個所の安全確認など</p> |
| <p>保健・福祉</p> | <p>☆健康で元気な地域づくり 高齢者・障害者支援，見守りネットワークの推進など</p> <p>☆こども・子育てにやさしい地域づくり 児童の登下校の見守り，学校の運動会への地域参加 など</p> |
| <p>環境・衛生</p> | <p>☆自然豊かできれいな地域づくり 花壇の手入れ，公園の除草・剪定，ゴミの分別， ゴミの減量化，リサイクルの推進，エコ活動， 耕作放棄地の有効利用，動植物の保護・保全など</p> |
| <p>生涯学習 多文化共生</p> | <p>☆生涯にわたり生き生きと暮らせる地域づくり 世代間交流，教養・趣味等の各種講座，文化・スポーツ の振興，伝統文化の継承など</p> <p>☆日本人も外国人も住みやすい地域づくり 多国籍料理教室，国際交流など</p> |

※活動内容は，地域ビジョンを基に，地域の特色や実情に合わせ，話し合いの場で協議して決めていきます。

5 地域コミュニティ協議会の役割分担

| 役職 | 業務内容 |
|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 会 長 | <p>地域コミュニティ協議会の代表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組織のまとめ役 ・各部会の進捗状況および事業内容の把握 ・自治区長との連携など |
| 副会長 | <p>会長の補佐</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会長の補佐役 ・会長が不在の場合の代理など |
| 会 計 | <p>収入・支出に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・帳簿書類の管理 ・通帳の管理など |
| 監 事 | <p>保有財産・役員の業務執行状況の監査</p> <ul style="list-style-type: none"> ・帳簿書類，通帳の適正な運用の確認など |
| 事務局 | <p>全体的な事務（パソコンが出来る方）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会長，副会長との連携 ・各部会の窓口 ・総会，役員会の開催など |
| 部会長 | <p>部会の責任者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部会の事業を実施するための統率 ・総会，役員会の出席など |
| 会 員 | <p>地域住民</p> <ul style="list-style-type: none"> ・こども，働く世代，高齢者，外国人など多様な住民 ・個人（※自治会は世帯で加入） ・各種団体 ・企業，事業者 ・学校など |

6 地域コミュニティ協議会の年間フロー



7 地域コミュニティ協議会支援補助金の運用

補助金の趣旨：多くの住民に参加が開かれ、還元される事業であることが大切です。
 （個人又は一部の団体だけに還元されないよう注意しましょう。）

☆補助金の種類・額

（１）準備委員会に交付する補助金

| | |
|------------------------|---------------------------------------|
| 準備委員会活動補助金 上限 30 万円 | 準備委員会が活動する事業に対して交付します ※事業は投票制で決定しましょう |
|------------------------|---------------------------------------|

※交付は1ヶ年度とします。準備委員会が年度の途中で設立した場合は、当該年度または翌年度のどちらかで交付します。

※地域コミュニティの協議会の設立に向けた会議の開催に対する紙代・印刷代・郵送などは市民と共に考える課で支援します。

（２）地域コミュニティ協議会に交付する補助金

| | |
|--------------------------------------------------|------------------------------------|
| 協議会運営補助金 均等割1ヶ月 10,000 円 世帯数加算割 1 世帯 100 円 | 役員会・総会などの会議を開催するなど、協議会の運営に対して交付します |
|--------------------------------------------------|------------------------------------|

| | |
|----------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 協議会活動補助金 上限 100 万円 ※1 事業上限 30 万円 | 協議会が活動する事業に対して交付します 《事業名》 総務・広報 防犯・防災 保健・福祉 環境・衛生 生涯学習・多文化共生 ※事業は投票制で決定しましょう |
|----------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|

※補助金は、事業にかかる費用の一部を補助するものです。

そのため、事業全体に係る費用については、寄附や協賛・コミュニティビジネスなどで収入を得る方法を検討してください。

☆補助対象経費

(1) 準備委員会活動補助金

| 補助対象経費 | 備考 |
|--------------------------------------------------|---------------------------|
| 報酬・謝礼等 (講師, 専門家, 出演者等への報酬, 謝礼等) | 交通費, 食事代含む 上限1人50,000円 |
| 備品購入費 (補助事業に必要な備品の購入費) | 上限100,000円 1品10,000円以上 |
| 消耗品費・材料費 (チラシ, ポスター, 報告書等の用紙代及び材料, 消耗品等の購入費) | 1品10,000円未満 |
| 印刷製本費 (チラシ, ポスター, 活動資料等の印刷代, 活動を貴記録するための写真代等) | |
| 委託費 (専門的知識, 技術等を要する業務を外部委託した場合の費用) | |
| 使用料・賃借料 (会場使用料, 駐車場使用料及び機器類の賃借(レンタル)料) | |
| 保険料 (ボランティアの損害保険料, イベント等の損害保険等の加入料) | |
| 旅費 (バス賃借料(交通費含む)) | |
| 通信運搬費 (郵便料, 切手代, ハガキ代等) | |
| その他 (その他, 特に市長が必要と認める経費) | |

(2) 協議会運営補助金（会議費）

| 補助対象経費 | 備考 |
|-----------------------------|--------------------------------|
| 備品購入費 （パソコン等その他必要な備品購入費） | 上限 100,000 円 1 品 10,000 円以上 |
| 消耗品費 （会議資料作成の用紙代等） | |
| 印刷製本費 （会議資料作成のコピー代） | |
| 通信運搬費 （郵便料，切手代，ハガキ代等） | |
| その他 （その他，特に市長が必要と認める経費） | |

(3) 協議会活動補助金

| 補助対象経費 | 備考 |
|-----------------------------------------------|--------------------------------|
| 報酬・謝礼等 （講師，専門家，出演者等への報酬，謝礼等） | 交通費，食事代含む 上限 1 人 50,000 円 |
| 備品購入費 （補助事業に必要な備品の購入費） | 上限 100,000 円 1 品 10,000 円以上 |
| 消耗品費・材料費 （チラシ，ポスター，報告書等の用紙代及び材料，消耗品等の購入費） | 1 品 10,000 円未満 |
| 印刷製本費 （チラシ，ポスター，活動資料等の印刷代，活動を貴記録するための写真代等） | |
| 委託費 （専門的知識，技術等を要する業務を外部委託した場合の費用） | |
| 使用料・賃借料 （会場使用料，駐車場使用料及び機器類の賃借（レンタル）料） | |

| | |
|----------------------------------------|--|
| 保険料 (ボランティアの損害保険料, イベント等の損害保険等の加入料) | |
| 旅費 (バス賃借料 (交通費含む)) | |
| 通信運搬費 (郵便料, 切手代, ハガキ代等) | |
| その他 (その他, 特に市長が必要と認める経費) | |

☆補助対象外経費

| 補助対象外経費 | 運営 | 活動 |
|---------------------------------------|----|----|
| 団体の事務所等を維持する経費 (家賃・光熱水費等) | ◎ | × |
| 通信費等の団体の経常的な活動に要する経費 | ◎ | × |
| 団体の会議 (補助事業に係る経費を除く) に要する経費 (総会・役員会等) | ◎ | × |
| 団体の構成員に対する人件費, 謝礼等 | × | × |
| 団体の構成員に対する賞品, 記念品 | × | × |
| 食糧費 | × | × |
| 慶弔費 (祝金, 見舞金, 香典等) | × | × |
| 他団体への負担金, 補助金等 | × | × |
| 基金, 積立金その他将来のための資金へ充当する費用 | ◎ | × |
| その他社会通念上適切でないと認めた経費 | × | × |

☆補助金の申請～実績報告書までのフロー（協議会運営・活動）

| | |
|----------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 仮申請 (前年度10月頃) | 事業（部会）ごとに次年度の事業計画を協議し 仮の申請書を作成，協議会の事務局に提出 協議会の役員会で協議し，総会で承認を得ます |
| 申請書の作成 (前年度3月頃) | 部会ごとに事業計画・収支予算を協議し申請書 を作成，協議会の事務局に提出します 協議会の役員会で協議し，総会で承認を得ます |
| 申請書の提出・ヒアリング (当該年度4月1日～5月31日) | 事務局は市民と共に考える課にまとめて申請 書を提出し，事業内容などについて説明します |
| 交付決定通知 (申請書提出後1ヶ月程度) | 市民と共に考える課から交付決定額の通知が あります |
| 請求書の提出 | 事務局は市民と共に考える課に請求書を提出 します |
| 補助金の交付 | 地域コミュニティ協議会の口座に補助金が交 付されます |
| 事業の実施 | 部会ごとに事業を実施します ※事業内容の変更は原則認められません やむを得ず変更する場合は、市民と共に考 える課にご相談ください 申請内容と相違があったことを確認した際 は返納する場合があります |
| 支払い | 部会長は事務局に請求書を提出します 事務局は支払いをします ※原則口座振込みとします 立替払いする時は事務局に相談して下さい |
| 実績報告書の作成・提出 | 実績報告書を作成し，市民と共に考える課に提 出します |

| 前年度 | | 当該年度 | | | 翌年度 |
|-------|-------|-------------|------|------|------|
| 10月 | 3月 | 4月1日～10月31日 | 1ヶ月後 | — | 5月 |
| 仮申請提出 | 本申請作成 | 本申請提出期間 | 決定通知 | 事業実施 | 実績報告 |

8

地域コミュニティ協議会の周知・住民の意見収集

(1) 地域コミュニティ協議会の周知

地域コミュニティ協議会の運営や活動内容について、全世帯に周知することが重要です。

- ①協議会の広報紙を全世帯に配布
- ②協議会の広報紙を公民館・文化センターに設置
- ③協議会のホームページを開設
- ④協議会のSNSで情報発信
- ⑤市のホームページを活用

(2) 住民の意見収集

地域コミュニティ協議会の運営を継続していくためには、より多くの住民から意見を聞くことが重要です。

- ①アンケート調査（地域の状況や困りごとなど）
- ②住民同士の意見交換会

(3) 住民の意見をフィードバック

地域住民から意見や提案があった場合、地域コミュニティ協議会において、検討し、協議会の広報紙やSNSなどでフィードバックすることが重要です。

(4) 住民の参加を促進

地域コミュニティ協議会を活発に活動していくためには、より多くの住民がに参加してもらうことが重要です。

ただし、強引な勧誘は逆効果になる場合があるので気を付けましょう。

(5) 性別を問わない子どもや若年層から高齢者までバランス良く

地域コミュニティ協議会の会員はこれまでの地域の役員にこだわらず、多様な住民の方々のアイデアを出し合うことが重要です。特に、子どものアイデアの中には地域の課題を解決するためのヒントがあります。

9 地域ビジョンの策定

(1) 地域ビジョンとは・・・

地域住民の皆さんが自分たちの地域をどのようなまちにしたいかという将来像（目標）や方向性を決めて、その目標に向かって計画的に活動していくためのものです。

(2) 地域ビジョンの内容

- ①地域の将来像（目標）：例 健康で安心して暮らせるまち
- ②地域の現状や課題：地域住民へのアンケート調査の実施
- ③実施する事業：総務・広報
防犯・防災
保健・福祉
環境・衛生
生涯学習・多文化共生

(3) 地域ビジョンの作成手順

| | |
|----------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| メンバーの選出 | 地域ビジョンを策定するメンバーを決めます |
| 地域の現状や課題 地域のありたい姿 調査 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域住民へのアンケート調査 ・地域資源の調査 ・地域の現状や課題・ありたい姿の洗い出し (意見交換会を参考に) |
| とりまとめ | <ul style="list-style-type: none"> ・地域の現状や課題・ありたい姿の調査をとりまとめます |
| 基本方針 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域の将来像（目標）を決めます 例：健康で安心して暮らせるまち |
| 地域のありたい姿に 対する取り組み | <ul style="list-style-type: none"> ・地域の現状や課題・ありたい姿の調査結果を参考に取り組む事業を企画します |
| 地域住民への周知 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域コミュニティ協議会の活動について理解が得られるよう周知します。 ・事業への協力を呼びかけます |

10 市の役割

(1) 財政的支援

地域コミュニティ協議会支援補助金の他に市補助金の活用をしましょう。

①ふるさと愛護活動助成金（道路課）

対象：道路の除草（市が管理する道路）

河川等の除草（市が管理する河川の河川敷又は排水路の排水路敷）

河川等の土砂さらい（市が管理する河川又は排水路）

金額：作業面積1㎡あたり50円（令和7年度より）

※地域コミュニティ協議会支援補助金と併用不可 ただし、地域コミュニティ協議会が上記対象事業以外を実施する場合は可

②資源回収奨励金（生活環境課）

対象：資源として再生利用のできる不用物の回収

※不用物：紙類（新聞紙，雑誌，段ボール等），金属類，ビン類等

金額：不用物の重量1キログラムにつき5円

③公園管理業務委託（都市整備課）※要相談

対象：市が管理している公園の管理業務（環境美化等）

金額：公園の面積に応じる

(2) 人的支援

地域コミュニティ協議会の設立に向けた準備の段階から、市の職員も地域に入って一緒に考えます。

市職員の役割は、地域住民が主体となって課題解決に向けた取り組みをスムーズに進むよう協力します。

- 地域担当職員の配置（市民と共に考える課1～2名程度）

(3) 活動拠点の支援

地域コミュニティ協議会が会議やイベントなど活動する拠点を支援します。

- 公共施設の貸し出し

(4) 研修会および意見交換会の開催

①人材発掘・育成

- ・地域内の人材を発掘し、地域をまとめるリーダーを養成するために、研修会を開催します。
- ・これまで団体に活動していない方や定年退職者層や女性・若者が活躍できるよう努めます。

②活動発表会

- ・市主催の『持続可能な地域コミュニティの実現に向けたシンポジウム』で、地域コミュニティ協議会の取組みを紹介する機会などを設けます。

③他の協議会との意見交換会

- ・活動を活発に継続していくために他の協議会との意見交換会を開催します。

(5) 地域コミュニティ協議会との連携

①地域コミュニティ協議会の活動を全庁的に情報共有できるようにします。

②市が保有する様々な情報などを積極的に提供します。

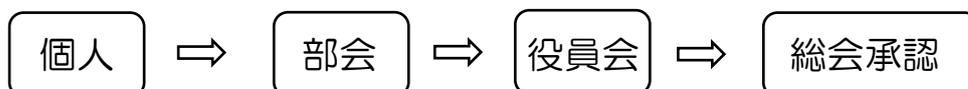
※ただし、個人情報保護条例に基づき取り扱うものとします。

(6) その他

①地域での事業を計画する際は、まず部会で話し合ひましょう。

②部会で検討をしてから、役員会で協議し総会で承認を得ましょう。

③事業計画が複数の場合は、投票制で決めましょう。



※個人的に市役所へ相談する前に、部会で検討をお願いします。

11 Q&A

《活動に関すること》

Q：これまで続けてきた団体はどうなるのか。

A：地域の実情によって、このまま継続するか、担い手不足等の理由により継続が困難な場合は、今後整理していくのか、住民同士で話し合いながら決定します。
※市の担当部署が話し合いに参加させていただく場合もあります。

Q：団体に属さない人も参加できるのか。

A：団体に属さない個人の方も参加できます。また、個人以外にも地元の企業、学校、NPO 法人等に積極的に参加してもらえよう促しましょう。

Q：どこの地域コミュニティ協議会にも加入できるのか。

A：原則、居住している地域のコミュニティ協議会での活動をお願いします。

Q：年齢制限はあるのか。

A：年齢制限は設けていません。

子どもから高齢者、国籍、性別など多様な住民の方が参加できます。

Q：自治会との違いは。地域コミュニティ協議会に必ず入らなければいけないのか。
自治会に加入していなくても地域コミュニティ協議会に加入できるのか。

A：自治会は世帯で加入しますが、地域コミュニティ協議会は個人で参加できます。
自治会に加入していない場合でも、参加できます。

地域コミュニティ協議会は、自治会との連携が重要となります。

Q：自治区長が会長になるのか。

A：地域コミュニティ協議会の役員は自治会の役員とは異なります。

積極的に地域活動に参加する方やこれまで活動する機会がなかった方等、様々な方に声掛けをし、多様な方々に参加してもらい役割分担しましょう。

Q：部会をつくらなければならないか。

A：地域コミュニティ協議会設立当初は、部会を設けない活動も可能です。

ただし、地域課題を解決する取組みをスムーズにするために、ゆくゆくは部会ごとに活動していけるよう話し合いましょう。

Q：市の職員は参加するのか。

A：地域コミュニティ協議会の会議や事業のサポート体制を充実し、住民の方々が主体となって取り組んで行けるよう一緒に考えていきます。

Q：地域コミュニティ協議会を設立後、すぐに事業を実施しなくてはならないのか。

A：地域課題の解決に向けた話し合いをしながら、実行できるものから事業を実施していきます。地域コミュニティ協議会が設立されてから徐々に活動を増やしていくことが望ましいです。 P.4参照

Q：営利目的の活動はできるのか。

A：営利目的の活動はできませんが、地域コミュニティ協議会の運営や活動に対する資金調達は可能です。

《補助金に関すること》

Q：補助金はいくらもらえるのか。

A：常総市地域コミュニティ協議会支援補助金交付要綱または地域コミュニティ協議会運営ガイドラインP.9をご参照ください。

【注意】

補助金は1事業に対し上限30万円となります。

例：事業名・・防災キャンプ30万円（防犯防災の事業として申請）

※他の事業10万円と合わせて40万円の交付はできません。

※補助金以外に寄附金、協賛金、コミュニティビジネスなどで収入を得る方法を考えましょう。

Q：補助金申請の手続きはどのようにすればいいのか。

A：地域コミュニティ協議会支援補助金交付申請書を市民と共に考える課に提出していただきます。市民と共に考える課において審査し、交付決定通知書において補助金の額が決定します。それまでは、事業が実施できませんのでご注意ください。

Q：事業を実施しない場合、補助金はどうなるのか。

A：事業を実施しない場合は基本的に補助金の交付はありません。ただし、交付決定後に事業を実施できなかった場合は補助金の返還手続きをしていただきます。また、事業内容の変更があり縮小等があった際、一部返還がある場合がありますので、ご注意ください。ただし、運営に対する補助金の返還はございません。

Q：他の補助金と併用してもらえるのか。

A：原則、他の補助金との併用は可とします。（元気のみなもと補助金は不可）併用できる補助金は、P.16をご参照ください。

～ 地域の絆 ～